スト寸前に妥結

職組の昇給闘争終る

三社連の昇給闘争は既報の通りすすめていたが、日経連としては〝賃金ストップ〟〝定期昇格制〟への〝スリ替え〟をちくじ強化している関係で今年の闘争は職組としては非常に困難な闘いとなつた。職連としては、本来ベ・アは賃金ベース一般の引上げであるのにたいし、定期昇給は人員構成の変化（高給者令者の停年退職、若年低給者の新入社）にともなう給与の組替えにすぎず、明らかにその性格、財源を異にするものであり、ベ・アの財源を昇給に流用することは使労賃金協定の違反であり、一たん取りきめたベースの引下げを意味するものである。そればかりでなく三社連では定期昇給制度は労働協約や給与協定書で明確に保証されている、と昇給闘争を強力に推進してきたものであつた。まず四月十日に全国職連会議を開き、ついで二十五日第一回団交、三池職組では翌々二十七日三権裁約定行つた。

五月六日第二回団交を開催したが決裂した。この日八日までの期限付回答を求めてスト準備指令を発した。

これにより第一波を五月九、十の両日始業時一時間五十分の時限ストおよび時間外労働の拒否。第二波を十四日より四十八時間のスト決行を決定した。

三鉱労組でもこれにより職鉱共闘として職組支援態勢の指令を発し職組の実力行使に際し万全の態勢をかためていたが、ついに実力行使一歩手前の九日午前二時二十分双方譲解点に達して妥結するに至つた。

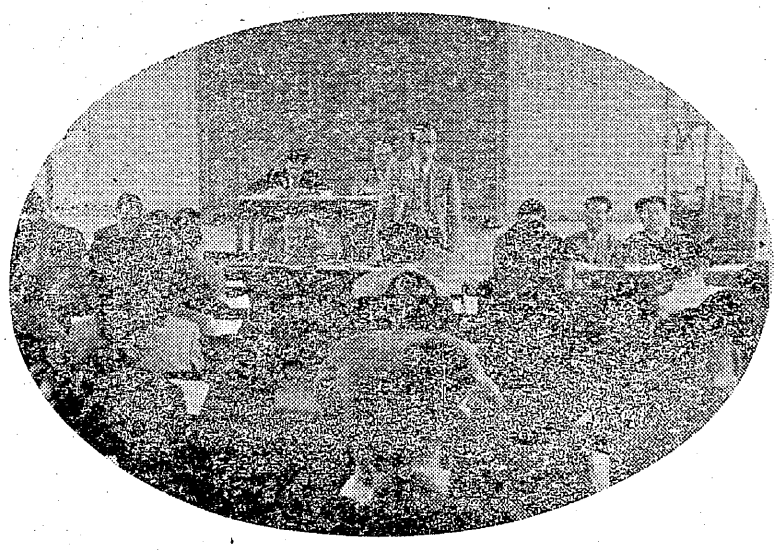

職組への共闘を感謝

アは賃金ベース一般の引上げであるに対し、昇給は人員構成の変化（高給者令者の退職、若手低給者の新入）に伴う給与の内部組替えに過ぎず、明らかにその性格、財源を異にするものであるとの見解に立ち、ベ・アの財源を昇給に流用することは一旦取り決めた賃金ベースの引下げである事を指摘し、労協第十七条及び給与規則第十七条に明記された定期昇給の完全実施を要求して闘いを組んで参りましたが、昨年から進めてきた全国職連の組織強化が未成熟なままに完全な統一闘争を組み得るに至らず、逐次戦線から離脱してゆく他の職連の実態はわれわれ三社連の闘いの大きな壁となり遂に今回のような不本意な妥結を見るに至りました。われわれはこのように一企業連の闘いでは既得権ともいうべき定期昇給すら完全には確保し得ないことを痛感し、今後益々自らの組織強化をはかると共に、全国職連の組織の強化拡充に努力したいと思つております。

終りにのぞみ重ねて皆さんの理解ある御協力に感謝致しますと同時に、こんどにおける鉱職の組織的相互融和がより前進することを期待するものであります。

職組妥結に際して三鉱職組事務局長松栗氏はつぎのように語つた。

このたびわれわれの昇給闘争に際し、炭労をはじめ三鉱連の皆さんからよせられました有形無形のご協力に対し、全組合員にかわり篤くお礼を申上げます。日経連の指向する賃金ストップ定期昇給制えのすり替えの動きは逐次強化されて参りましたが特に今年度においてはベ・アと昇給制度の二本建を確立しているわれわれ三社連に対し、全資本を挙げて執拗な攻撃を加えてきました。われわれは、ベ・

公務員にもスト権はある

—公労法の違憲性をつく—

松岡三郎

今度の春闘が解雇その他の処分に値するか否かという問題を検討する場合に、それが公労法や公務員法の争議行為に該当するかどうか、或はその処分は不当労働行為に該当するか否か、また、具体的には、いろいろの法律問題が生ずるが、やはり、いちばん問題にしておかなくてはならないことは、公労法の争議行為の禁止条項を憲法からどのように評価すべきかということである。

きわめて争議的なことであるが国鉄などの公企体職員も、また、生きる権利がある。資本主義社会のルールから言うなら、生きてゆくためには、自力—団体交渉—ストによる外はない。だから、本質的には、公企体の職員もまたスト権を有する。

それ故、公労法などの法律がこれらの者のストライキを禁ずるには、二つの条件がなくてはならない。その一つは、これらの者のストライキが第三者の生存を脅かすという実害（公共の福祉と呼ぶ者がいる）である。若しこれらの者が生きてゆくためには、第三者は死んでもよいということにならないからである。ところで、これらの者のストライキを禁ずるに至るほどの実害はどうして発見するか

それは、一応、文明諸外国の実定法は参考に値する。現在、イギリス、カナダ、フランス、さらに、アメリカの国際労働法も、また、これらの者のストライキを禁じていない。一九五五年には、イギリスの国鉄がストライキをしたし、また、約一週間頃前には、フランスの国鉄が大きなストライキを断行した。これらの国のストライキは、これを禁ずるほどの実害はないが、日本のそれは、禁じなくてはならぬほどの大きな実害があるのであろうか。断じてそうではない。

もう一つ、そのストライキを禁ずる要件として大切なことはその代償として、これらの者の生活を保障する機構が確立しておかなくてはならぬことである。しかし生きてゆく手段を奪うのであるからその代償をすることは当然であるからである。ところで、公労法はそのような努力をしていることは認めるが、その保障をしていない特に、最後の保障は、国会、実質的には、多数派政党の手中にある

若し、現在の権力者がこれらの者の具体的な生活を保障せず、また、イギリスやフランスの国鉄などのストライキを断行した。これらの国のストライキに完全な統一闘争を組み得るに至らず、逐次戦線から離脱してゆく他の職連の実態はわれわれ三社連の闘いの大きな壁となり遂に今回のような不本意な妥結を見るに至りました。われわれはこのように一企業連の闘いでは既得権ともいうべき定期昇給すら完全には確保し得ないことを痛感し、今後益々自らの組織強化をはかると共に、全国職連の組織の強化拡充に努力したいと思つております。

終りにのぞみ重ねて皆さんの理解ある御協力に感謝致しますと同時に、こんどにおける鉱職の組織的相互融和がより前進することを期待するものであります。

（明治大学教授）

官公労の圧殺狙う

佐賀県教組に不当弾圧

春闘処分の前ふれとして佐賀県警察本部、佐賀地検は、さる四月二十四日午前六時、県下十六署の応援をえて、県教組本部、県下十支部、各分会幹部私宅四十二カ所を一せい捜査し、組合幹部十名を逮捕する全国初の弾圧を行つた。逮捕されたのは県教組委員長中島勇氏、同書記長北崎稔氏ら十名で、五月三日までに四名が釈放されたが、同日さらに福岡県教組委員長久保田登氏ら二名を「佐賀県教組を支援するためのオルグに参加した」との理由で逮捕した。

当局側はその理由として、今回の春闘における佐賀県教組の休暇闘争が「地公法三十七条」「六十一条四号」に違反しているとをあげているが、賜暇（年休）戦術は従来から労働慣行として認められていたもので、もしこの弾圧を許せば今後の官公労の闘いは完全に手も足も出なくなつてしまう。現に石井警察庁長官は二十六日、抗議を申入れた総評代表に「こんどの処置は中央と地方が十分ちあわせてやつたものである」と言明し、官公労圧殺の意図を明らかにしている。

これに対し総評は二十五日、緊急会議をひらいて総評、官公労、日教組の三者構成による「不当弾圧特別対策委員会」を設置し、声明書を発表すると同時に、傘下各労組に対しても抗議運動を起すよう訴えている。

なお日教組本部は五月二日執行委員会をひらき、(1)きたる五月二十五日午後二時を期し全国一せい佐教組弾圧抗議集会をひらく、(2)国鉄処分が出た翌々日職場大会をひらく。闘争方針を決定した。

【注】地公法第三七条＝同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、または地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。また何人もこのような違法な行為を企て、またはその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

声明書（全文）

佐賀県教委はその本来の使命である教育を守ることを忘れ、定員削減、給与の引下げ等を行い、佐賀県の教育を重大なる危機に陥し入れた。この教育の危機に対して佐賀県教組は、あくまで教育を守るために地方公務員法第四十六条及び第五十五条に基き当局に対して措置要求の集会を行つた。然るに県教委は、この法にもとずく正当な行動に対して公務員に禁止された争議行為であると一方的に断じ四月二日藤山委員長以下十一名に対し停職処分をもつてのぞみ、更に四月二十四日警察権力を不当に発動して家宅捜索を行い、執行委員十名を検束する挙に出て来た。このことは明らかに教育に対する不当な政治権力の介入であり、日教組の組織破壊と教員組合運動弾圧をねらつた暴挙であると断ぜざるを得ない。

またこのことは総評、官公労を中心とした春闘に対する政府、自民党の弾圧政策の一環であることも明白である。われわれは、このような労働運動の弾圧に対して組織の総力をあげてあくまで不当処分の撤回のために闘うものである。右声明する。

昭和三十二年四月二十五日

不当弾圧特別対策委員会

日本労働組合総評議会　日本官公庁労働組合協議会　日本教職員組合

なお去る九日夜、佐賀地検は調査が終つたとして佐教組、福教組幹部四名を釈放したので、これで全員が釈放されたことになつた。

佐教組では「これから闘い抜くぞ」とさらに激しい気構えを示している。

闘争支援を訴う

岩田屋の人達中央委で

呉服屋式経営方針に反対して給与改訂、身分保障などをかかげて、闘つている岩田屋デパート労組（二五〇人）と臨時職員組合（二七〇人）は、頑迷な会社側の態度に交渉は一歩もすすまず解決の燭光さえみえないありさまである。

去る四月十九日には会社側はついにロック・アウトを断行して解決に対する誠意をみせるどころか組合員を苦境におとし入れ、分裂をたくらんで解決へともつて行こうとする悪質な態度をしめしているこれにたいして組合員の怒りはますます団結をかためる結果となつている。

ロック・アウト約二十日、去る十一日開催された三鉱労組中央委員会には同労組から女子を交えた三名がみえ「会社に誠意なく、何時解決するかのメドもつきません。私たちは賃上げが目的ですが、お手盛賃上げのデコボコを直すため真剣に闘つておりますので、こんどよろしくご支援下さいますようにお願いいたします」とメッセージをおくり、委員の頑張れの拍手に迎えられた。この後、委員会とともに国鉄労組への激励デモに参加、つづいて大地評傘下各単組へ闘争支援の訴えを行つた。

（写真・岩田屋デパート前でピケを張り労働歌を歌う組合員たち）

買物は革商連へ

闘争時には共闘店

（写真は事務所内と、円内は坪井会長）

大牟田の革商連、正式に云えば革新商店連盟、けだし全国でも稀有の存在として注目されており、大牟田でも特異な色彩を放つている。こんどの賃闘終末闘争にも情宣隊を編成して各地域を激励し、労商提携の結実をいかんなく発揮している。時代の潮流の中でたくましい息吹きを示す革商連へと今回は探訪をこころみた。

大牟田の革商連は荒尾の方の事務一切も処理しているそうです

大牟田の革商連、正式に云えば革新商店連盟は商工会議所別館にあります。別館を訪れると二階の東半分が事務所です。

まず事務所に入つて目につくのは「労商提携の強化と明るい社会の建設」など六つの大きなスローガンが天井から吊され掲げられていることです。女事務員の人たちがはじくソロバン玉の響きがよく聞こえるほど室内は静かでした。

帆足事務局長さんに会つていろいろとお話を伺いました。

ここには十四人の事務員がいて十名が女子の人たちです。また主婦会の役員との懇談会もいままで数回もたれ、両者ともに大きな成果があがつているそうですが、こんどはみつちりと長期計画を立てて一般会員の人たちとの懇談が計画されています。

とにかく買物は革商連でといつても、やつぱり革商連とはどういうものか……を知つて貰うのがカンジンということです。

なお全国でもその存在が珍しいので非常に注目されており昨年米子で催された全国小売店経営者会議でも注視の的となり、現在の組織を守つてくれとの要望もあつており、また最近では中津市から事務局の方に視察にきているほどです。

ここでの主な仕事は、チケット購入の事務でしょう。これに二人がかかり、三鉱労組の各支部を二人づつで担当しています。

またいままでは三鉱労組一つだつたのがそのどんどん拡まり三瀦、市教職連、国鉄、合同の各労組が加わつているそうです

なお事務局では引続いて部会をつくり、大地評各単産のチケット利用組合をいまさかんに交渉をすすめているそうで、いよいよ忙しくなつたと事務局では云つています。

とくに革商連は他の商業団体と違つて政治信条をかかげているので、それ単産が闘争態勢に入つたとなると、ただちに共闘店となるとともに応援に走りまわるというふうで目が回るくらいに忙しいとこれも事務局長の話でした。

とくに困るのが取立不能が出るときだそうです。二千円というチケット購入の額がきまつているし、旧指定店のときは三千円までだつたし、それで二千円の枠内で操作しなければならないのというのです。これはどうしてでも限度を引上げて貰いたいというのが革商連の希望のようでした。

希望の窓